



2013年7月9日(火)

小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

今年の税制改正

エンジェル株式

エンジェル株式の寄附金控除

エンジェル株式への投資額には寄附金控除の対象となるものがあります。投資額のうち1,000万円が限度です。

寄附金控除なので、合計所得の40%までの頭打ちと2,000円の足切りがあります。

なお、適用を受けて寄附金控除とした金額は、そのエンジェル株式の取得価額から控除されます。

売却時に損がなかった場合の株式譲渡益課税は20%もしくは10%なので、税率の高い高所得者にとっては、リスクヘッジのみならず節税策としても有効です。

エンジェル株式の損益通算と繰越控除

エンジェル株式については、投資年において、そのエンジェル投資額の全額を、他の株式譲渡益から控除できることになっています。

また、エンジェル株式を実際に売却して、譲渡損失が発生した場合も、他の株式の譲渡益から控除できるとともに、控除しきれない譲渡損については3年間の繰越控除ができることになっています。

さらに、エンジェル株式について、投資先の事業の不成功により倒産等の事態に陥り価値喪失株式になったときは、価値喪失株式化による損失を株式の譲渡損失とみなして、他の株式の譲渡益から控除できるこ

とにするとともに、控除しきれないみなし譲渡損については3年間の繰越控除ができることになっています。

今年の税制改正による変更

今年の税制改正で、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等とは別々の分離課税制度になり、次のように改組されました。

- ①特定公社債等及び上場株式等に係る利子等・配当等・譲渡所得等の分離課税
- ②一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税

この、①と②との垣根を越えた損益通算はできないこととなりました。

ところが、エンジェル株式は原理的には②に属するものながら、エンジェル株式に係る取得価額及び譲渡損失の控除については①と②の垣根を越えて損益通算、繰越控除ができます。極めて例外的です。

ただし、①との通算といっても利子等配当等の通算まではできません。また、エンジェル株式のみなし譲渡損は②内部での通算のみ可能で、①との通算は不可です。



エンジェル株式の特例は強烈だ。改正は平成28年から適用なので少し先。